特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわ　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、有機農業を通じて「農業は楽しい、農業には可能性がある」と実感できる社会の実現を目指し、市民への理解促進、担い手の育成及び有機農産物の生産・流通・消費の拡大に関する事業を行うことにより、持続可能な地域循環型社会の形成を図り、地域農業の振興並びに食と農を通じた社会教育の推進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　社会教育の推進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
(4)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5)　環境の保全を図る活動
(6)　子どもの健全育成を図る活動
(7)　経済活動の活性化を図る活動
(8)　職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
(9)　消費者の保護を図る活動
(10)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1)　有機農業の担い手育成及び人材育成に関する事業
(2)　有機農産物の利用促進及び流通促進に関する事業
(3)　有機農業の理解促進及び地域交流に関する事業
(4)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正　会　員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛 助 会 員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく、継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１２条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上

(2)　監事　１人以上

２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

３　理事長の役職名を代表と表記することができる。

（選任等）

第１３条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１７条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第１９条　この法人に、事務局長その他の事務局員を置くことができる。

２　事務局員は、理事長が任免する。

３　事務局員の役職名を運営スタッフと表記することができる。

第５章　総　会

（種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の定数変更及び選任又は解任、職務並びに報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

（開催）
第２３条 通常総会は、毎事業年度１回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１４条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第２４条 総会は、第２３条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２５条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２６条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第２７条 総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第２８条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メール等の電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。
3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第３２条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第３５条第２項及び第３７条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４５条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第４８条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）
第５０条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続き開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５１条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）
第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１０章　雑　則

（細則）
第５４条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　大角 昌巳
副理事長　鈴木 久裕
理事　　　松浦 昌巳
監事　　　鵜藤 明

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和１０年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員
入会金　なし
年会費　２，０００円

(2)　賛助会員（個人）
入会金　なし
年会費　５，０００円（１口以上）

(3)　賛助会員（法人）

入会金　なし

年会費　２０，０００円（１口以上）

5　前項の入会金及び会費の額は、総会の議決により変更することができる。

6　寄付金の受入れ

(1) この法人は、その目的を達成するため、会員又は会員以外の者から寄付金を受け入れることができる。

(2) 前項の寄付金は、理事会の定めるところにより受け入れるものとする。

(3) 寄付金の納入は、会員資格又は社員としての地位を付与するものではない。

役　員　名　簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわ

役職名	ふりがな 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おおすみ まさみ 大 角 昌 巳	[redacted]	有・(無)
副理事長	すずき ひさひろ 鈴 木 久 裕		有・(無)
理　事	まつうら まさみ 松 浦 昌 巳		有・(無)
監　事	うとう あきら 鵜 藤 明		有・(無)

特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわ

設　立　趣　旨　書

1　設立の趣旨

「有機農業を通じて持続可能な地域循環型社会の形成を図り、次世代を担う人材の育成に寄与する。」

日本の農業は現在、担い手の減少や高齢化という大きな課題に直面しています。その背景には様々な社会的要因がありますが、若い世代が農業に触れ、「農業は楽しい」「農業には可能性がある」と実感できる機会が少ないことも、大きな要因の一つであると考えられます。

私たちの住む静岡県掛川市では、「オーガニックビレッジ宣言」のもと、有機農業を基盤としたまちづくりが進められています。有機農業は、化学的な資材への依存を減らし、自然環境への負荷を低減するとともに、地域資源を循環させる持続可能な農業の形です。この取り組みを地域に根づかせ、次世代へと継承していくためには、担い手の育成とともに、有機農業を理解し応援する地域社会の形成が不可欠です。

こうした背景のもと、中学校部活動の地域移行を契機として、地域クラブ「かけがわ農業クラブ」構想が生まれました。本クラブでは、中学生が高校生や大学生、社会人とともに、有機野菜や有機米の栽培に取り組みます。自ら育てた農産物を家庭に持ち帰り、調理して味わうほか、学校給食やこども食堂などで地域の方々に提供することも想定しています。また、収穫体験や交流イベント、食育講習会の開催、販売実習などを通じて、農業の生産から消費までを体験的に学ぶ機会を創出します。

これらの活動を通じて、子どもたちが農業の楽しさや可能性を実感するとともに、地域の人々が農業を身近に感じ、支える輪が広がることを目指します。

こうした取り組みを特定の個人や団体の活動にとどめることなく、地域の未来につながる公益的活動として継続的かつ安定的に推進するため、ここに特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわを設立します。

2　主な事業

本法人は、前記の趣旨を達成するため、主に次の事業を行います。

(1) 有機農業の担い手育成及び人材育成に関する事業
(2) 有機農産物の利用促進及び流通促進に関する事業
(3) 有機農業の理解促進及び地域交流に関する事業
(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3　申請に至るまでの経過

令和6年9月20日　掛川市教育委員会より「農業クラブ」構想の打診
令和7年2月11日　公認地域クラブ「かけがわ農業クラブ」公認申請受理
令和7年6月23日　法人設立の構想開始
令和7年12月4日　発起人会開催
令和8年3月7日　設立総会開催

令和8年3月7日

設立代表者　住　所　[redacted]
　　　　　　氏　名　大角　昌巳

特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわ

令和８年度　事業計画書

1　事業実施の方針

オーガニックビレッジ宣言のもと有機農業のまちづくりを推進する、農と食と環境の次世代の担い手を育てることを目的に、農業は楽しいことを体験し、農業には可能性があることを体感する場を、公益性をもって築く。

2　事業の実施に関する事項

3318千円

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の世手負い人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費見込額(千円)
有機農業の担い手育成及び人材育成に関する事業	地域クラブ「かけがわ農業クラブ」の企画及び運営①栽培体験機会の提供	4月～12月土曜日9時～月3～4回	しあわせ野菜畑有機農場	5人	掛川市内中学生20名社会人10名	¥1,810
	地域クラブ「かけがわ農業クラブ」の企画及び運営②食育学習	5月～2月月1回	西郷みらい館調理室	2人	同上	¥190
	有機農業を基盤とした市民農園の運営	年間	しあわせ野菜畑有機農場	3人	掛川市内外社会人100名	¥550
	有機農業者の交流及び担い手育成のための研修事業	随時	しあわせ野菜畑事務所		有機農業者3名	¥10
有機農産物の利用促進及び流通促進に関する事業	学校給食、こども食堂その他地域活動への有機食材の提供促進事業	毎月1回	掛川市内	3人	1回当たり20～40名×12回(300名)	¥343
	有機農産物の流通促進及び販売支援に関する事業	随時	掛川市内	1人		¥10
	有機農産物の消費拡大に関する取組	随時	掛川市内外	1人	掛川市内外5人	¥10
有機農業の理解促進及び地域交流に関する事業	収穫体験会等、生産者と消費者の交流イベントの開催	6月、10月の土曜日1回	しあわせ野菜畑有機農場	5人	掛川市内外各回15名×2回(30名)	¥70
	食育講習会及び学習会の開催	年間2回を予定(7月、12月)	しあわせ野菜畑有機農場	3人	1回当たり20名×2回(40名)	¥81
	有機農業及び食農教育に関する情報発信及び普及啓発活動	随時	HP他SNSリーフレット	3人		¥244
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	今年度の実施予定および支出はありませんが、今後、法人の目的達成に資する事業が必要となった場合には、適宜検討・実施します。					¥0

令和９年度　事業計画書

１　事業実施の方針

オーガニックビレッジ宣言のもと有機農業のまちづくりを推進する、農と食と環境の次世代の担い手を育てることを目的に、農業は楽しいことを体験し、農業には可能性があることを体感する場を、公益性をもって築く。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

2,428千円

事　業　名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の世手負い人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費見込額(千円)
有機農業の担い手育成及び人材育成に関する事業	地域クラブ「かけがわ農業クラブ」の企画及び運営①栽培体験機会の提供	4月～12月土曜日9時～月3～4回	しあわせ野菜畑有機農場	5人	掛川市内中学生30名社会人10名	¥1,325
	地域クラブ「かけがわ農業クラブ」の企画及び運営②食育学習	5月～2月月1回	西郷みらい館調理室	2人	同上	¥190
	有機農業を基盤とした市民農園の運営	年間	しあわせ野菜畑有機農場	3人	掛川市内外社会人100名	¥200
	有機農業者の交流及び担い手育成のための研修事業	随時	しあわせ野菜畑事務所		有機農業者5名	¥35
有機農産物の利用促進及び流通促進に関する事業	学校給食、こども食堂その他地域活動への有機食材の提供促進事業	毎月１回	掛川市内	3人	1回当たり20～40名×12回(300名)	¥343
	有機農産物の流通促進及び販売支援に関する事業	随時	掛川市内	1人		¥10
	有機農産物の消費拡大に関する取組	随時	掛川市内外	1人	掛川市内外5人	¥10
有機農業の理解促進及び地域交流に関する事業	収穫体験会等、生産者と消費者の交流イベントの開催	6月、10月の土曜日1回	しあわせ野菜畑有機農場	5人	掛川市内外各回15名×2回(30名)	¥70
	食育講習会及び学習会の開催	年間2回を予定(7月、12月)	しあわせ野菜畑有機農場	3人	1回当たり20名×2回(40名)	¥81
	有機農業及び食農教育に関する情報発信及び普及啓発活動	随時	HP他SNSリーフレット	3人		¥164
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	今年度の実施予定および支出はありませんが、今後、法人の目的達成に資する事業が必要となった場合には、適宜検討・実施します。					¥0

令和8年度（2026年度）

特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわ 活動予算書

法人成立の日（令和８年４月１日を想定）から令和９年３月31日まで

（単位：円）

科目　（内訳）	金額			
Ⅰ 経常収益				
1.受取会費				
正会員受取会費	¥20,000			1000円×20人
賛助会員受取会費 ※				
3,000円会費	¥150,000			活動報告書送付 50人
10,000円会費	¥300,000			各種リターンあり 30人
		¥470,000		
2.受取寄附金				
	¥880,000			クラウドファンディング
		¥880,000		
3.受取助成金等				
受取民間助成金	¥450,000			定)
掛川市助成金	¥100,000			市民活動推進事業
中遠農林事務所助成金	¥100,000			中遠地域農業振興協議会
		¥650,000		
4.事業収益				
農業クラブ員入会金				
中学生正会員	¥40,000			20名×2000円
社会人正会員	¥20,000			10名×2000円
農業クラブ会費				
中学生正会員	¥800,000			1か月4000円×20名（予想）×10か月（実質）
社会人正会員	¥500,000			1か月5000円×１０名（予想）×10か月（実質）
中学生準会員	¥30,000			60名×500円単発イベント
社会人準会員	¥50,000			50名×500円単発イベント
農業体験事業収益（準会員）				正会員は会費にて参加可
ジャガイモ掘り	¥45,000			1000円×15人×3回
サツマイモ掘り	¥45,000			1000円×15人×3回
有機米栽培体験				1000円×20人×1回
ガストロノミーツーリズム（農場見学ツアー）	¥80,000			2000円×20人×２回（社会人対象）
		¥1,610,000		
5.その他収益				
	¥0			
受取利息	¥0			
雑収益	¥40,000			講師依頼、見学者謝金等
		¥40,000		
経常収益計			¥3,650,000	

Ⅱ 経常費用				
1.事業費				
（1）人件費				
役員報酬	¥0			
給料手当	¥0			
法定福利費	¥0			
福利厚生費	¥0			
人件費計	¥0			
（2）栽培関係の経費				
諸謝金	¥144,000			外部講師謝金　詳細別紙
業務委託費	¥370,000			別紙にて詳細
種苗代	¥85,000			下記の詳細
肥料費	¥52,000			
消耗品費	¥60,000			
小農具費	¥210,000			
資材費	¥600,000			
活動費	¥30,000			
保険料	¥30,000			
雑費	¥43,000			
栽培関係の経費	¥1,624,000			
（3）その他の経費				
諸謝金	¥50,000			外部講師謝金　詳細別紙
食材費	¥423,000			別紙にて詳細
賃借料	¥30,000			別紙にて詳細
農業機械	¥620,000			別紙にて詳細
借用費	¥66,000			別紙にて詳細
工事費	¥150,000			別紙にて詳細
農地代	¥30,000			別紙にて詳細
広告費	¥194,000			
資料作成費	¥50,000			
会議費	¥0			
旅費交通費	¥0			
施設等評価費用	¥0			
減価償却費	¥0			
支払利息	¥0			
雑費	¥81,000			
その他経費計	¥1,694,000			
事業費計		¥3,318,000		
2.管理費				
（1）人件費				
会計処理	¥180,000			
役員報酬	¥0			
給料手当	¥0			
法定福利費	¥0			
福利厚生費	¥0			
人件費計	¥180,000			
（2）その他経費				
会議費	¥20,000			
旅費交通費	¥20,000			
減価償却費	¥0			
雑費	¥100,000			
その他経費計	¥140,000			
管理費計		¥320,000		
経常費用計			¥3,638,000	

当期経常増減額			¥12,000	
Ⅲ 経常外収益				
1.固定資産売却益	¥0			
経常外収益計			¥0	
Ⅳ 経常外費用				
1.過年度損益修正損		¥0		
経常外費用計			¥0	
税引前当期正味財産増減額			¥12,000	
法人税、住民税及び事業税			¥0	
当期正味財産増減額			¥12,000	
前期繰越正味財産額			¥0	
次期繰越正味財産額			¥12,000	

令和９年度（2027年度）

特定非営利活動法人有機農業を広める会かけがわ 活動予算書

令和９年４月１日から令和１０年３月31日まで

（単位：円）

科目　　（内訳）	金額			
Ⅰ 経常収益				
１.受取会費				
正会員受取会費	¥20,000			1000円×20人
賛助会員受取会費　※				
3,000円会費	¥150,000			活動報告書送付　50人
10,000円会費	¥300,000			各種リターンあり　30人
		¥470,000		
２.受取寄附金				
	¥0			
		¥0		
３.受取助成金等				
受取民間助成金	¥200,000			定)
掛川市助成金	¥100,000			市民活動推進事業
中遠農林事務所助成金	¥100,000			中遠地域農業振興協議会
		¥400,000		
４.事業収益				
農業クラブ員入会金				
中学生正会員	¥20,000			10名×2000円
社会人正会員	¥20,000			10名×2000円
農業クラブ会費				
中学生正会員	¥1,200,000			1か月4000円×25名（予想）×12か月
社会人正会員	¥600,000			1か月5000円×１０名（予想）×12か月
中学生準会員	¥30,000			60名×500円単発イベント
社会人準会員	¥50,000			50名×1000円単発イベント
農業体験事業収益（準会員）				正会員は会費にて参加可
ジャガイモ掘り	¥45,000			1000円×15人×3回
サツマイモ掘り	¥45,000			1000円×15人×3回
有機米栽培体験				1000円×20人×1回
ガストロノミーツーリズム（農場見学ツアー）	¥80,000			2000円×20人×２回（社会人対象）
		¥2,090,000		
５.その他収益				
	¥0			
受取利息	¥0			
雑収益	¥40,000			講師依頼、見学者謝金等
		¥40,000		
経常収益計			¥3,000,000	

Ⅱ 経常費用				
1.事業費				
（1）人件費				
役員報酬	¥0			
給料手当	¥0			
法定福利費	¥0			
福利厚生費	¥0			
人件費計	¥0			
（2）栽培関係の経費				
諸謝金	¥144,000			別紙にて詳細
業務委託費	¥370,000			
種苗代	¥127,500			下記の詳細
肥料費	¥78,000			
消耗品費	¥90,000			
小農具費	¥305,000			
資材費	¥60,000			
活動費	¥30,000			
保険料	¥45,000			
雑費	¥39,500			
栽培関係の経費	¥1,289,000			
（3）その他の経費				
諸謝金	¥50,000			別紙にて詳細
食材費	¥468,000			別紙にて詳細
賃借料	¥30,000			別紙にて詳細
農業機械	¥250,000			
借用費	¥66,000			別紙にて詳細
工事費	¥0			別紙にて詳細
農地代	¥30,000			別紙にて詳細
広告費	¥114,000			
資料作成費	¥50,000			
会議費	¥0			
旅費交通費	¥0			
施設等評価費用	¥0			
減価償却費	¥0			
支払利息	¥0			
雑費	¥81,000			
その他経費計	¥1,139,000			
事業費計		¥2,428,000		
2.管理費				
（1）人件費				
会計処理	¥180,000			
役員報酬	¥0			
給料手当	¥0			
法定福利費	¥0			
福利厚生費	¥0			
人件費計	¥180,000			
（2）その他経費				
会議費	¥20,000			
旅費交通費	¥20,000			
減価償却費	¥50,000			前年度購入機械減価償却費
雑費	¥156,000			
その他経費計	¥246,000			
管理費計		¥426,000		
経常費用計			¥2,854,000	

当期経常増減額			¥146,000	
Ⅲ 経常外収益				
1.固定資産売却益	¥0			
経常外収益計			¥0	
Ⅳ 経常外費用				
1.過年度損益修正損		¥0		
経常外費用計			¥0	
税引前当期正味財産増減額			¥146,000	
法人税、住民税及び事業税			¥0	
当期正味財産増減額			¥146,000	
前期繰越正味財産額			¥12,000	
次期繰越正味財産額			¥158,000	